

皆様をお願いしたいこと

1. 地域計画に基づく園地の集積・集約化、基盤整備の推進に当たって、部局の垣根を越え連携した要望の掘り起こし
2. 省力樹形等の機械化に向く園地条件や樹形、品種、機械化体系の検討
3. 加工原材料を必要とする食品企業等の関連産業と産地の連携
4. 温暖化の影響等に対する、資機材による対策や、産地における品種構成の見直し、高温適応性を有する品目・品種の導入
5. 果樹農業に魅力を感じてもらい、新規就農の増大につながるよう、労働生産性の高い果樹農業の姿の発信（果樹型トレーニングファーム等）
6. 比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実や加工原材料用果実の生産・供給
7. 輸出への戦略的取組
8. 集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナ等の出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフト



果樹農業の持続的な発展に向けた「都道府県計画」及び「産地計画」の策定

都道府県計画及び産地計画

都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（都道府県計画）

今後、基本方針の策定に伴う都道府県における振興計画の作成と関係機関の連携・協力体制の構築に向けた「果樹農業の振興を図るための基本方針の策定に伴う都道府県における果樹農業の振興を図るための計画の作成及び関係機関の連携・協力体制の構築について」（令和2年6月10日付け2生産第493号。農林水産省生産局長通知）を改定予定。

果樹農業振興特別措置法（抜粋）

（都道府県の果樹農業振興計画）

第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 栽培面積その他果実の生産の目標
- 二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する方針
- 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
- 三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
- 四 果実の加工の合理化に関する事項
- 五 その他必要な事項

果樹産地構造改革計画（産地計画）

今後、産地毎に目指すべき具体的な姿（目標）を定めた果樹産地構造改革計画（「産地計画」）の策定、産地計画に基づく取組の推進に向けた「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）を改定予定。

「果樹産地構造改革計画について」（抜粋）

第3 産地計画の内容

産地協議会は、次に掲げる事項を内容とする産地計画を策定するものとする。

これら以外の項目については、産地の実情に応じて必要な項目を記載することとする。

1 目標年次

2 産地の合意体制

3 目指すべき産地の姿

（1）目指すべき産地の理念

（2）人材・園地戦略に関する事項

ア 担い手の考え方

イ 担い手の数の目標

ウ 担い手の育成・確保に向けた取組

エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組

オ 雇用労働力の確保に向けた取組

（3）流通・販売戦略に関する事項

ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

イ 多様な販売ルート確保や新たな市場の開拓に向けた取組

ウ 流通の合理化に向けた取組

（4）生産戦略に関する事項

ア 生産を振興する品目・品種

イ 品目・品種別の生産目標、計画

ウ 労働生産性の向上に向けた取組

エ 生産資材の安定確保に向けた取組

オ 今後導入すべき新技術

カ 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

（5）輸出戦略に関する事項

ア 輸出に関する基本的な考え方

イ 輸出促進に向けた取組

**都道府県計画及び産地計画の策定に向けて、
全国の産地の皆様と意見を交わしながら進めて
いきたいと考えていますので、引き続き御協力を
お願いします。**

【参考】R7年度果樹関係予算

持続的生産強化対策事業のうち
果樹農業生産力増強総合対策

【令和7年度予算概算決定額 5,323 (5,054) 百万円】

＜対策のポイント＞

国内外の需要に応えられていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植等**の取組を支援するほか、**新たな担い手の確保・定着、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等**の取組を支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大（283万t〔平成30年度〕→308万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 省力的な樹園地への改植・新植支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファームの整備**や、**運営に必要な技術指導・管理委託等**に要する経費を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力樹形の導入等に必要な苗木について、**省力的な苗木生産設備の整備**や、**契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**を支援します。また、**国産花粉の安定生産・供給に向けた取組**を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地構造の転換に向けたパイロット実証への支援

生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する**都道府県等コンソーシアムの実証の取組**を支援します。併せて、モデルを**全国に展開させる取組**を支援します。

＜事業イメージ＞

省力的な樹園地への改植・新植

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費（品目共通）	

- ・「地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込含む）が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- ・自園地を省力樹形に一齐改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援
(代替園地に対し、11.2万円/10a×5年分＝56万円/10a)

新たな担い手の確保・定着の促進



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

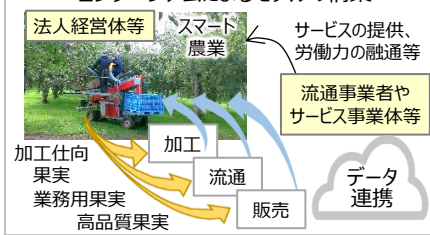
＜支援内容＞

- ・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- ・果樹型TFの管理（技術指導・管理委託等の経費）

産地構造の転換に向けたパイロット実証への支援

パイロット実証事業

コンソーシアムによるモデルの構築



全国推進事業

全国的な取組に展開



将来にわたり
需要に
応えられる
生産供給体制

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1～3、5の事業）農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）
（4の事業）園芸作物課（03-3501-4096）

果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、地域計画の目標地図に位置付けられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地を対象として優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、省力樹形の導入を推進するとともに、省力的樹園地への転換を短期間で実施するため、自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援します。

果樹経営支援対策事業

I 整備事業

1. 改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。

※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

（1）改植（新植）支援単価

（※補助対象となる
植栽密度を別途設定）



① 省力樹形	
超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	73(71)万円/10a
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	33(32)万円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	73(71)万円/10a
省力的な植栽方法※	補助率1/2以内
（※整列的な配置等により効果を発揮するもので、省力樹形の要件の一部をみたすもの）	
② 慣行樹形等	
みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a

（2）面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2. 小規模園地整備等 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・（補助率：1/2以内）かん水設備の設置、排水路の整備等を支援。

3. 設備の導入支援 防風ネット（多目的防災網も含む）、防霜ファン、（補助率：1/2以内）モノレール等の設置を支援。

4. 放任園地の発生防止対策 作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

支援単価：みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a
その他の果樹は補助率1/2以内

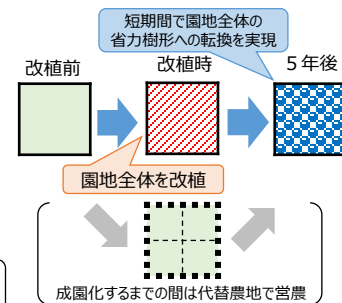
II 推進事業

1. 省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援。

支援単価 56万円/10a

〔代替園地に対し、11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付〕



2. 技術的サポート支援

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究機関からの指導者派遣及び産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会開催に掛かる経費を支援。（補助率：定額）

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a

（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>

